

2017年2月10日

東京都連盟加盟団体 各位

東京都武術太極拳連盟  
事務局長 大塚かづ子

## 2017年度(第26期)公認普及指導員(太極拳) 認定試験実施のご案内

2017年度公認普及指導員認定試験を下記の通り実施いたします。

受験資格は東京都在住の太極拳技能検定1級以上の資格取得者に限られます。日本連盟からの文書(文発第3589号)および実施要綱を十分確認のうえ、公認普及指導員養成講習会・認定試験受講・受験申請書に必要事項を記入し(記入不備は受理されません)、写真(横2.5×縦3.0cm)2枚を添付のうえ、各団体で一括して3月17日(金)必着となるように東京都連盟に送付下さい。併せて受講・受験料1万円×人数分を一括して下記口座に振込期間中にお振込み下さい。

尚、受験申請は所属団体に関係なく、申請者の在住地の都道府県連盟に申請し受験となりますので受験地の記入にご注意下さい。(他県在住者も都連盟にてまとめて受付します)

注1:申請書の上欄「都道府県連盟会長 推薦状」の欄は東京都連盟が記入する欄です。  
団体では記入しないで下さい

注2:2016年度後期に太極拳1級を取得された方はその旨を付箋やメモなどでお知らせ下さい。事務局にて太極拳1級申請・登録報告用紙のコピーの添付を致します。

記

\*日 時:5月21日(日)午前9時40分(受付開始9時より)

\*会 場:京橋プラザ

\*申込締切:3月17日(金)必着

\*内容・タイムスケジュール・申請等は実施要綱にてご確認下さい。

\*教材として使用される「太極拳実技テキスト」は必ず各自でご用意下さい。所持されていない方は、所属団体を通して所定の方法により東京都連に申し込んで下さい。

\*振込先

(受講・受験料)

(テキスト代)

りそな銀行東京・中央支店  
普通預金 5738806  
東京都武術太極拳連盟・検定部

昭和信用金庫・京橋支店  
普通預金 1050429  
東京都武術太極拳連盟・教材部

※お振込み期間は3月21日(火)～3月24日(金)の間でお願いいたします。

江連切  
3/8 (水)

# 実施要綱

公益社団法人日本武術太極拳連盟

## 1. 実施日・実施連盟

都道府県連盟が下記の日程で実施する。

- 5月 7日(日) 1) 石川県 2) 岐阜県 3) 滋賀県 4) 京都府 5) 岡山県 6) 山口県  
5月14日(日) 1) 岩手県 2) 宮城県 3) 神奈川県 4) 兵庫県 5) 香川県 6) 熊本県  
5月21日(日) 1) 青森県 2) 秋田県 3) 福島県 4) 東京都 5) 新潟県 6) 福井県 7) 静岡県  
8) 奈良県 9) 福岡県 10) 佐賀県  
5月28日(日) 1) 茨城県 2) 埼玉県 3) 山梨県 4) 大阪府 5) 鳥取県 6) 広島県 7) 長崎県  
8) 大分県 9) 宮崎県  
6月 4日(日) 1) 富山県 2) 愛知県 3) 三重県 4) 和歌山県 5) 高知県 6) 鹿児島県 7) 沖縄県  
6月11日(日) 1) 長野県  
6月17日(土) 1) 千葉県  
6月18日(日) 1) 北海道 2) 山形県

(日程調整中=栃木県、群馬県、徳島県 不実施=島根県、愛媛県)

## 2. 事業日程

- 4月 1日(土) 都道府県連盟への申込み締切り(都道府県連盟加盟団体から実施都道府県連盟に)  
4月 8日(土) 申請締切り(実施都道府県連盟から日本連盟に)  
4月 8日(土) 認定委員 推薦アンケート発送(日本連盟から実施都道府県連盟に)  
4月17日(月) 同 上 回答締切り(実施都道府県連盟から日本連盟に)  
4月10(月)～14日(金) 受験票・教材発送(日本連盟から実施都道府県連盟に、早期実施県から順に発送)  
4月下旬 認定委員の委嘱状発送(日本連盟から実施都道府県連盟に)  
5月7日(日)～6月18日(日) 認定実施  
7月15日(土) 判定結果報告・登録料一括納付・会計報告締切り(実施都道府県連盟から日本連盟に)  
8月下旬 認定証・証明書発送(日本連盟から実施都道府県連盟に)

## 3. 養成講習会・認定試験 時間割

- 9:00～9:40 受付  
9:40～10:00 開講式、諸注意、講師紹介  
10:00～12:00 学科講習、筆記試験(択一式)  
12:00～13:00 昼食、休憩  
13:00～14:00 『入門・初級太極拳』指導法研修(実技)  
14:00～15:00 集団演武研修(実技)  
15:00～16:50 指導実技研修(実技)  
16:50～17:00 閉講式、解散

(昨年度の実施内容と同様の内容で実施する)

## 4. 養成講習の内容と認定試験の方法

◎普及指導員の資質の基本基準:

普及指導員は、太極拳指導に関する基礎知識および技能を有し、初級者の太極拳指導ならびに管理ができるもの（「指導員規則」第4条第1項）とする。養成講習会と認定試験はこの基本基準に適合するよう実施する。

#### ◎普及指導員の受験資格：

認定試験当日現在に満20歳以上で、加盟団体会長の推薦を受けることができ、「太極拳1級」またはそれ以上の段位を有する人は、公認普及指導員認定試験を受験することができる。従来の指導歴規定は廃止するので、指導経験が無くても受験することができる。

#### ◎講習の範囲：

##### 1) 学科講習；

学科講習は、従来通り（第1～25期）と同様の方式で行う。受講者に事前に配布する『太極拳指導教本』の①「太極拳の基礎理論」、②指導実習＝「指導法概論」のうち基礎的な部分、および『太極拳実技テキスト』の第1章、「基本姿勢と基本動作の要領」に限定して講義を行う。受講者は事前に配布された教材を予め学習し、講習は試験に向けた重要ポイントのみを講義する。

##### 2) 指導実技講習；

- ①『入門・初級太極拳』の基本的な指導要領を講習する。
- ②「北京アジア大会開幕式集団太極拳演武」の際に採用された音楽と動作の一致について講習する。
- ③ 24式太極拳における基本的、重点的な動作の要領と、その指導方法について講習する。

#### ◎試験方法：

##### 学科試験；

上記1)の学科講習の内容について、択一式回答方式の筆記試験を行う。100点満点中50点以上を得た者を学科試験の合格者とする。

##### 実技試験；

技能検定1級以上の合格者を対象とするので、24式太極拳の実技試験は行わない。

## 5. 試験の合格基準

学科試験50点以上を得た者を合格者とする。

## 6. 実施地と申請の方法

### 実施地

普及指導員認定は都道府県連盟が実施する。

単独で実施するだけの受験者がいない県連盟は、隣接する都道府県連盟と合同で実施することができる。合同実施する場合は、日本連盟への手続き窓口をいずれか1つの都道府県連盟に特定して実施する。

### 受験地

普及指導員は在住地の都道府県連盟が名簿管理する原則に基づいて、普及指導員認定を申請する者は、申請者の在住地の都道府県連盟に申請を行い、その在住地の都道府県連盟が実施する普及指導員認定試験を受験しなければならない。

技能検定1級は申請者の所属団体が当該都道府県連盟の加盟団体であれば非在住地で受験することができるが、普及指導員認定の受験地は在住地に限られる。

都道府県連盟は、申請者の所属団体が当該都道府県連盟の加盟団体でない場合でも、申請者が当該地の在住者であれば、その申請を受理しなければならない。

受講・受験料 1人＝1万円

### 申請方法

1. 所定の申請書の推薦状欄に本人が所属している団体が加盟している都道府県連盟印と都道府県連盟会長印を捺印し、申請書欄に申請者本人が署名・捺印し、所定の記載事項を記入し、写真2枚（よこ2.5×たて3.0センチで裏面に本人の氏名を記入）を添付し、4月1日（土）までに在住都道府県連盟に送付する。

併せて、受講・受験料計1万円×人数分を在住都道府県連盟が指定する銀行口座に振り込む。いったん納付された受講・受験料は、受講・受験を取り止めても返還されない。当該都道府県連盟に受験申請する団体は、受講・受験料を当該連盟が指定する銀行口座に振込み、申請書類を送付する。申請書には必ず「受講・受験会場」として在住都道府県連盟を明記する。

2. 実施都道府県連盟は、下記の＜8. 地方認定委員会（実施都道府県連盟）の業務＞の記載に基づいて、申請書類を一括して、4月8日（土）までに、日本連盟に送付する。